

平成25年度第2回「推進会議」の概要について

【会議次第及び内容（要旨）】

1 開会

- 環境生活部長あいさつ
- 推進会議会長あいさつ
- 新任委員・代理出席者の自己紹介

2 議事

議題1「県内の犯罪情勢等について」～治安概要の説明【警察本部生活安全企画課】

(1) 刑法犯認知件数

- 平成24年刑法犯認知件数...21,493件
- 平成25年9月末現在の刑法犯認知件数...15,182件（前年同期比-984件、-6.1%）
- 減少の要因は、県民の身近で発生するゲートウェイ犯罪が、前年同期比-562件（-10.5%）となっていることによるもの。
- しかし、減少傾向にありながら、住宅対象犯罪と特殊詐欺については増加しているため、今後はそれらに応じた対策を講じる。
- 類型別では、自動車盗、部品ねらい、空き巣、強姦、強制わいせつ、オートバイ盗等が増加傾向にある。特に自動車盗については、トラクター等の農機具の被害が多発している。
- 本年8月に三重郡朝日町内で発生した、女子中学生被害にかかる強盗殺人等事件以来、子どもの見守り活動に対する期待がさらに高くなっている。県警察と県教育委員会は、緊急の会議を開催し、今後も不審者情報等を学校と共有、防犯教室の支援、いわゆる子ども110番の家の活動促進の3点を中心に連携して活動することを確認した。

(2) 特殊詐欺等

- 平成24年特殊詐欺認知件数...73件、被害額約4億8,350万円
- 本年9月末では82件、被害額約3億9,280万円（前年比+29件、-約160万円）件数では昨年の年間件数を上回る。特に還付金等詐欺と金融商品等取引名目詐欺の発生が激増している。
- 金融機関とは、ATM付近における被害防止対策を推進していくとともに、新たな手口に対する対策を早期に進めていく。

(3) 不審者情報等

- 本年9月末現在で719件（前年同期比+172件）一日平均で県内は約3件の認知となっている。
- メールやホームページで情報を素早く発信している。

議題2「サイバー犯罪の現状について」～サイバー犯罪の概要説明【警察本部生活環境課】

(1) サイバー犯罪の情勢等について

- ・ インターネットは非常に便利なもので社会生活に必要なものであるが、便利なものには使い方によっては大きなリスク（危険）を伴う。また、違法・有害な情報も氾濫している。SNS等を利用して犯罪被害者となる青少年も多い。
 - ・ サイバー犯罪の相談件数は、右肩上がりです毎年増加し、現在はインターネットホットラインセンター（IHC）が有害情報を受理し、警察への情報提供や管理者への削除依頼を実施している。
 - ・ サイバー犯罪の特徴は、インターネットは常時世界中に繋がっていて、県境や国境などの場所と時間を問わず、複雑巧妙な犯罪である。一例であるが、一流企業のホームページからウィルスに感染し、知らない間に自分の口座から犯人グループに不正送金される被害が増加している。
- (2) ウィルス対策について
- ・ インターネットバンキングによる不正送金事犯や、なりすましによる爆破予告事犯のほとんどが、パソコンのウィルス感染によるものとされている。
 - ・ 警察は当然捜査しているが、まずパソコンの予防対策が重要であり、最新の対策ソフトを導入や不審メールを開封しないなど、セキュリティの強化が有効なので、今後も広報啓発していく。
- (3) SNS対策について
- ・ 若者層では、出会いをネット上で求める傾向が強く、大人が関心をもって見守る必要がある。
 - ・ SNSの中には、実名登録のものもあるが、なりすましもあれば、名前以外の内容は嘘もある。また、実名であるが故にストーカーに悪用されることもあるから、個人情報や写真の掲載は慎重にする。
 - ・ 各種のSNSの機能は、日々進化しているので、その便利の中に潜む危険性を知っておき、自分の身を守るために正しく利用することが不可欠である。また、利用者のモラルの確立することも重要である。
 - ・ 警視庁のホームページの「動画ライブラリー」コーナーにある「画面の中の分かれ道」という啓発ビデオは、インターネットの危険性を分かりやすくドラマ仕立てにしているので、是非多くの方、特に小中学生のご父兄に観ていただきたい。
- (4) サイバー防犯ボランティア制度について
- ・ 本年8月21日から「三重県警察サイバー防犯ボランティア制度」の運用を開始した。
 - ・ その活動は、産学と警察が協働して犯罪被害防止の教育、広報啓発、サイバーパトロール、サイト管理者等に対する指導注意等を行う。

議題3 「安全安心まちづくり事業等について」～県事業の取組説明【環境生活部】

- ・ 平成25年10月26日（土）及び同年11月9日（土）開催予定の「犯罪のないまちづくりリーダー養成講座in伊賀」の説明
- ・ 同年11月17日（日）開催予定の「みえ防犯キャンパス」の説明

議題4 「三重県内の児童虐待の現状について」～児童虐待の現状説明【児童相談センター】

- ・ 昨年、残念ながら県内で、虐待による0歳児の死亡事案が2件発生した。さらな

る未然防止の対策強化を図っていかなければならない。

- ・ 児童虐待には、暴力による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待に分類されるが、三重県では平成24年度に合計1,022件に対応した。全国的には6万6,807件の対応で、少子化傾向にあるのにも関わらず、児童虐待については県内・全国とも前年より対応件数が増加している。
- ・ 県内の虐待の特徴としては、「実母によるもの」「未就学児童に対するもの」「身体的虐待」がもっとも多くなっている。
- ・ 平成23年の全国の児童虐待による死亡事案は、無理心中事案を除いて56件58人であったが、その中で0歳児に対する実母による身体的虐待が最も多く、動機としては乳児の育児におけるイライラによるものがほとんどであった。
- ・ 県内の虐待に関する相談連絡は、1,022件のうち市町の児童福祉担当課を通じていることが約半数でもっとも多いが、被害児童本人からの相談は6件しかない。また、調査後の処遇状況は在宅指導が全体の約87%を占めているが、それは親子分離が目的ではなく、親子の再統合が大切と考えているからである。
- ・ 虐待の再発を防止するには、関係機関及び地域住民の皆様の温かい目線が有効となる。

意見交換・質疑応答

Q 児童虐待において、保護者である実母からの虐待が多いと説明を受けたが、その背景には経済的問題や、保護者自身が虐待を受けていたなどの理由が関係するのか？

A 統計的な数字は出していないが、親が虐待をした家庭の調査をしてみると、経済的に苦しい家庭もよくある。また、加害者の母親がDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者であったり、過去に自分自身が虐待を受けていたケースも多い。

Q 児童虐待の親に対する調査、診断はあるのか？

A 被害児童に対しては、調査以外に、必要に応じて心理テスト等を実施するが、親に対する診断というものはない。ただ、親に対しても児童福祉法に基づく「児童福祉司による指導」ができるので、それを実施する。

Q 以前はどの地域にでも、「地域の子どもは地域で守ろう、育てよう」という良き風潮があったが、最近では、虐待の原因となる母親の出産や育児の不安を取り除く人が身近にいない。何かできることはないのか？

A 核家族化や転入してきた家族には近隣に身内がいない、あるいは少子化で子育て中の保護者同士の付き合いが減少するなど、育児の不安解消手段が少なくなっている。また、行政機関には子育てを支援するセンター等があるが、支援が必要な保護者ほど相談をしない。だから、待つ相談では手遅れになってしまう。

虐待を防ぐのには、積極的な家庭訪問等が有効であるが、それを実施するには地域のボランティアや自治会等のマンパワーが必要であるので、これからも、さらに連携を図っていきたい。

3 閉会

【開催状況の写真】



会議の様子



会長あいさつ



児童相談センターの概要説明